

釧路市阿寒町総合運動公園指定管理者募集要項

釧路市阿寒町総合運動公園の設置目的を効果的に達成するため、釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集します。

1. 施設の概要

- (1) 名 称：釧路市阿寒町総合運動公園
- (2) 所 在 地：釧路市阿寒町中央1丁目6番1号
釧路市阿寒町中央1丁目28番
- (3) 設置目的：市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るため。
- (4) 施設概要
 - ①阿寒町スポーツセンター
 - ・構 造：鉄筋鉄骨コンクリート造2階建
 - ・延床面積：2,641.7平方メートル
 - ・敷地面積：10,796.5平方メートル
 - ・内 容：
 - 【1階】
プール 珪藻土ろ過方式・自動塩素滅菌装置
25メートル×6コース（水深1.1～1.3メートル）
幼児用プール 72平方メートル（水深0.50～0.55メートル）
アリーナ 961.35平方メートル
事務室、医務室、機械室等
 - 【2階】
トレーニングルーム、更衣室、ミーティングルーム等
 - 【屋外】 駐車場25台分
 - ②阿寒町野球場 11,474平方メートル
ダッグアウト、放送室、スコアボード等
 - ③阿寒町多目的広場 11,300平方メートル
夜間照明4基、バックネット、サッカーゴール、車庫等
 - ④阿寒町多種目競技広場 2,400平方メートル
夜間照明4基、アイスホッケーゴール1組、倉庫等

※位置図・平面図、設備一覧、利用状況、保守点検及び清掃業務等概要、光熱水費の状況は、別添「施設概要書」のとおりです。

2. 指定管理者が行う管理業務の範囲

- (1) 本施設の使用許可に関する業務
- (2) 釧路市阿寒町総合運動公園条例第1条に規定する事業の実施に関する業務

- (3) 本施設の使用料の収受に関する業務
- (4) 本施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 総合型地域スポーツクラブ「あかんスポーツクラブ」、釧路市スポーツ協会阿寒支部、釧路市スポーツ少年団阿寒支部の事務局に関する業務
- (6) 各種スポーツ教室の開催に関する業務
- (7) その他教育委員会が定める業務

※1 管理業務の詳細については、別添「阿寒町総合運動公園指定管理者業務仕様書」のとおりです。

※2 管理業務は、指定管理者が自ら行うこととし、包括的に他の団体に委託することは認められません。ただし、主要な業務を除き、管理業務の一部（設備の保守点検、警備、清掃等）については、教育委員会の承認を得て他の団体へ委託することができます。

※3 本施設の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者が、自主財源による自主事業を行おうとする場合については、事業計画書により提案していただき、教育委員会と協議することとします。

※4 使用料の収受に関する業務については、指定管理者の指定及び協定書締結のほかに、業務委託契約を締結します。なお、当該契約に係る業務委託料は、本施設に係る指定管理費に含まれます。

3. 指定予定期間

2026（令和8）年4月1日から2031（令和13）年3月31日までの5年間を予定しており、市議会の議決を経て指定されます。

なお、指定期間中であっても、本施設の管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、管理業務（本施設における自主事業を含む。）の全部又は一部の停止や指定の取消しをすることがあります。

4. 申請資格等

阿寒町総合運動公園に係る指定管理者の指定の申請を行うものは、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わないが、個人は不可。）
- (2) 本施設の管理業務に係る教育委員会との連絡や緊急時対応を行う責任者が常駐する事務所を釧路市内に置いていること。（指定されたときに置く見込みがある場合でも可）
- (3) 本施設に防火管理者、危険物取扱者の資格を有する者及び普通救命講習修了者を配置できる見込みがあること。（指定期間の開始までに取得の見込みが確実にある場合でも可）
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - ② 当該法人等の責めに帰すべき事由により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から2年を経過しないもの
 - ③ 釧路市税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - ④ 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴

力団又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者

⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）その他の法令の規定に基づき清算の目的の範囲内において存続する法人

⑥ 代表者が次のいずれかに該当する法人以外の団体

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ていないもの

※1 1つの団体が、同一施設の指定管理者の指定について、重複して複数の申請をすることはできません。

※2 複数の団体が構成する共同事業体として申請する場合には、構成団体のすべてが、上記の要件を満たしていなければならないほか、市内に主たる事業所を置く団体が1団体以上構成団体に入っていることを要件とします。また、共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって申請することはできません。共同事業体の形態により申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際には、共同事業体の構成団体すべてを一括して協定の相手方とします。指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体すべてが負うことになります。

※3 上記(4)④の暴力団関係事業者とは次に掲げるものをいいます。

ア 役員等（指定管理者の指定の申請を行うものが法人である場合にはその役員又はその支店若しくは管理業務に係る事務所の代表者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）であると認められるもの

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは関与していると認められるもの

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

※4 申請した団体が上記(4)④に該当するか否かを審査するため必要なときは、釧路市は、釧路方面釧路警察署長に必要な情報を提供し、照会するものとします。

5. 管理の基準等

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、本施設の管理を行うに当たり、阿寒町総合運動公園条例及び同条例施行規則の規定に従わなければならないほか、次に掲げる法令その他の関係法令等を遵守すること。

- ・ 地方自治法及び同法施行令
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ・ 釧路市情報公開条例

- ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- ・釧路市行政手続条例
- ・釧路市暴力団排除条例
- ・上記の各条例に基づく規則

(2) 休業日

阿寒町総合運動公園条例施行規則第3条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断する場合であって、指定管理者の提案により教育委員会が必要と認めたときは、休業日に開館することができる。

(3) 開場時間

阿寒町総合運動公園条例施行規則第3条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断する場合であって、指定管理者の提案により教育委員会が必要と認めたときは、開場時間を延長することができる。

(4) 使用承認

阿寒町総合運動公園条例第3条に規定するとおり。

なお、許可基準等の詳細は、業務仕様書に記載のとおり。

(5) 事業計画

指定管理者は、毎年度の管理業務の開始前に、本施設の管理に関する事業計画書を作成し、提出しなければならないこととします。

(6) 管理業務に係る報告

指定管理者は、毎年度終了後、4月30日までに前年度の管理業務に係る実績報告書及び収支決算報告書を提出しなければならないものとします。

また、指定管理者は、毎月、前月の管理業務に係る実施状況及び利用状況を報告しなければならないものとします。

(7) 調査、監査等

教育委員会は、指定管理者の管理する公の施設の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことがあります。

また、指定管理者の出納その他の事務の執行については、釧路市監査委員による監査の対象になります。(地方自治法第199条第7項)

6. 使用料

本施設の利用者から徴収する使用料は、阿寒町総合運動公園条例第5条及び別表第2に規定する額のとおりであり、使用料は、全額教育委員会が指定した金融機関に納入してください。なお、阿寒町総合運動公園条例第5条第3項及び阿寒町総合運動公園条例施行規則第4条に規定する場合には、減免の申請に基づき、使用料を減免するものとします。(使用料の減免の決定権限自体は教育委員会にあるため、減免については、教育委員会の担当課において決定手続をすることになります。)

なお、本施設においては、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)により、適格請求書(インボイス)の発行及び写しの保存等を行うことが必要であるため、対応を行ってく

ださい。

7. 自主事業等

- (1) この要項及び別添「阿寒町総合運動公園指定管理者業務仕様書」に示す条件のもと、本施設の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者は、自主財源による自主事業を実施することができ、自主事業の実施による収入を得ることもできます。なお、実施に当たっては、事前に教育委員会の承認が必要となります。
- (2) 自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属することになります。なお、自主事業の実施に要する経費は、指定管理者の自主財源によるものとし、指定管理費には含みません。
- (3) 自主事業として本施設内で自動販売機の設置や物販等を行う場合には、事前に教育委員会から行政財産の目的外使用許可を得て、施設使用料を教育委員会に支払うことが必要になります。
- (4) 事業計画書で提案する自主事業の実施が承認されない場合に、申請自体を辞退する可能性がある団体は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。
- (5) 自主事業の実施による収入のほか、指定管理費及び利用料金以外に指定管理者としての業務の実施に伴う収入（国その他の団体等からの助成金、協賛金など）がある場合は、事前に教育委員会の承認を得て、指定管理者の収入とすることができます。

8. 管理業務に要する費用（指定管理費）

- (1) 教育委員会が支払うべき指定管理費の指定期間（５年間）をとおしての総額は、次の基準額（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）以下とし、年額を参考として事業計画書により提案してください。基準額を超える提案は失格とします。

・指定期間内の総額（基準額）	1 8 4 , 7 0 0 千円
年額（参考）	
2 0 2 6（令和８）年度	3 6 , 9 4 0 千円
2 0 2 7（令和９）年度	3 6 , 9 4 0 千円
2 0 2 8（令和１０）年度	3 6 , 9 4 0 千円
2 0 2 9（令和１１）年度	3 6 , 9 4 0 千円
2 0 3 0（令和１２）年度	3 6 , 9 4 0 千円

- (2) 教育委員会が指定管理者に支払う年度ごとの指定管理費の額及び支払方法については、指定申請時の事業計画書による提案内容に基づき、指定管理者と教育委員会が協議の上、年度協定（関連予算案が市議会で議決された後に締結）において、各年度の予算の範囲内で定めることとし、分割して支払うものとします。
- (3) 指定管理費は、原則、精算しないものとします。
- (4) 指定管理者は、本施設の管理業務、本施設における自主事業及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して行ってください。

9. 利益等の還元（※自主事業収入等がある場合。）

自主事業収入、協賛金、国等からの助成金など、指定管理費以外に、指定管理者としての業務の実施に伴う収入が見込まれる場合には、それらの取扱いも含めて提案してください。ただし、自主事業として本施設内に自動販売機を設置する場合には、行政財産の目的外使用許可に係る施設使用料を教育委員会に支払うほか、自動販売機によって得る利益の一部を教育委員会に還元する内容の提案をしてください。

なお、自主事業収入等が収支計画の収入見込額を下回る場合のリスクは、指定管理者の負担とし、教育委員会は指定管理費の増額は行いません。（リスク負担については、下記に示すとおりです。）

10. リスクの負担

本施設の管理業務を行うに際して予測されるリスクについての教育委員会と指定管理者との負担区分は、概ね次表のとおりとし、協定を締結する段階で協議の上、詳細を定めるものとします。

リスクの種類	内 容	負担区分 (負担者に○)	
		教 育 委 員 会	指 定 管 理 者
法令改正等の制度の変更	施設の管理運営業務（指定管理者の自主事業を除く。）に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
政治的・行政的理由による変更等	仮協定の締結後、市議会による指定管理者指定議案が否決された場合		○
	市の政策の転換、市の財政的原因による場合	○	○ (協議)
	指定期間中に市議会により予算執行停止等がなされた場合	○	
物価等の変動	物価・金利の変動(指定管理費を定めた時に予期できない著しい物価変動を除く)、公共料金見直し、税制改正(消費税率の改正を除く)等による人件費、物品費等の経費増大		○
	消費税率の改正による経費増大	○	
	指定管理費決定時に予期できない著しい物価変動による経費増大	○	○ (協議)
施設の管理業務の中止・延期	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
	指定管理者の管理業務が不適当な場合の管理業務の停止又は指定の取消しによるもの		○
	教育委員会の指示によるもの（上記の場合を除く。）	○	
	指定管理者の管理業務上の瑕疵に起因するもの		○
	施設・設備（指定管理者が自ら設置したものを除く。）の瑕疵に起因するもの	○	注 1
天災・暴動などの不可抗力	教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の損傷等の復旧	○	
	教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由による休業	○	○ (その都度協議)
自主事業	自主事業の実施に関するもの		○
施設競合・需用変動	競合施設の出現、需用の変動による利用者の減少等		○
施設管理業務に係る事業計画等の申請書類の誤り	施設の管理業務に係る事業計画の不備等（利用者数見積りの誤り等）によるもの		○
	募集要項、業務仕様書等の教育委員会が作成した書類の誤りによるもの	○	
許認可等の取得	施設の管理運営上、必要とされる許認可等の取得遅延、失効等（指定管理者が取得すべきもの）	注 2	○
	施設の設置上、必要とされる許認可等の取得の遅延、失効等（教育委員会が取得すべきもの）	○	
施設・設備等の修繕	経年変化、構造上の瑕疵等による大規模な修繕等	○	
	小破修繕、備品・消耗品の更新、補給等		○
	指定管理者の故意又は過失によって損傷した場合の修繕		○
	上記以外	○	○ (協議)
利用者、第三者への損害	指定管理者の管理業務上の瑕疵に起因するもの	注 3	○

賠償	施設・設備（指定管理者が自ら設置したものを除く。）の瑕疵に起因するもの	○	注 1
原状回復	指定管理者が施設・設備に変更を加えた場合の指定期間終了後の原状回復		○

注 1：指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者がリスクを負うものとします。

注 2：許認可等の取得につき、教育委員会の協力を要する場合には、教育委員会は合理的な範囲内でこれに協力します。

注 3：指定管理者の責めに帰すべき事由によって教育委員会が賠償した場合は、指定管理者に求償するものとします。

1.1. 選定方法・選考基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、選定委員会による審議を経て、教育委員会が決定します。

選定委員会においては、申請書類を審査し、かつ、実績等を考慮するほか、必要に応じて申請団体によるプレゼンテーションの機会を設けます。この際には、各申請団体からの出席を求めます。

(2) 選定委員会の委員への接触禁止

本施設の指定管理者の選定に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

(3) 選考基準

選考は、次の基準により行い、総合的に、本施設の管理を行うに当たり最も適していると認める団体を指定管理者の候補者に選定します。

- ① 市民の平等な利用の確保等の適正な施設の管理ができること。
- ② 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ④ 市民協働・市民参加の仕組みの確保、地域経済活性化への寄与、地域内雇用の確保及び地域のスポーツ活動の推進を図ること。

具体的な審査項目及び配点については、次のとおりとし、点数付けの結果に基づき、指定管理者の候補者を選定します。

ただし、◎印の審査項目において問題がある場合には、合計点数に関わらず、指定管理者の候補者に選定しないことがあります。

選考基準	審査項目	配点
市民の平等な利用の確保等の適正な管理	◎施設の目的や性質に応じた市民の平等な利用の確保（特定の団体等に有利又は不利になるような差別的扱いが不当になされるおそれがないか） ◎施設管理における安全確保の手段、事故・災害時の対応 ◎施設の管理業務において取り扱う個人情報の管理体制の整備状況（指定管理者が個人情報を取り扱う業務を第三者へ委託する場合は、委託先の体制を含む。） ◎施設利用状況等の管理業務に係る情報の把握・記録・保存等の情報管理及び情報公開の方法 ◎施設の管理業務及び施設内における自主事業と他事業との区分経理などの財務の仕組み ◎関係法令等の遵守	10点

施設の効用の 発揮、サービスの 向上	◎各管理業務の実施方法 ○利用の促進、利用者サービス向上の手段（他の関連施設や自主事業との連動による利用者の利便性向上等を含む。） ○利用者や周辺住民の苦情・要望等の反映の仕組みなどの整備状況	10点
管理経費の縮 減等	◎教育委員会が指定管理者に支払うべき指定管理費の設定額とその 妥当性 ○管理経費を削減させる効率的管理運営の取組 ◎指定管理費以外の収入の設定額とその妥当性 ○収入増のための効果的管理運営の取組と利益の教育委員会への還元	25点
事業計画書に 沿った施設の 管理を安定し て行う人員、資 産その他の経 営規模及び能 力	◎団体の資産その他の経営規模及び能力などの団体の安定性・継続 性・専門性 ◎同種又は類似の施設の管理運営の実績とその適正性・健全性 ◎団体の理念、社会的信用、代表者や責任者の意欲・熱意 ○団体の運営における透明性や公正性（情報公開の仕組み、監査の 体制や遵法管理の仕組みなどの整備状況） ○団体の環境保全の取組、障がい者の雇用状況、社会貢献等の状況	15点
	◎施設の管理業務を行う人員配置及び責任体制、管理・監督体制 ◎施設の管理業務を行う人材の確保及び専門性、育成体制の状況、 接遇 ◎指定管理者として負担すべきリスクへの対応	15点
地域経済への 寄与、地域内雇 用の確保等	○施設の管理業務に必要な資材等の調達方法 ○施設の管理業務に必要な従業員の採用方法 ○現に管理業務を行っている法人等の従業員の継続雇用の考慮 ○地域活動への参加等の地域貢献 ○地域のスポーツ活動の推進を図る取組	25点
計		100点

12. 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定申請の受付期間内に、下記の申請書類を提出してください。

なお、提出された書類については、返却しません。

また、受付期間終了後の申請書類の内容変更は認められません。

●申請書類の種類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 共同事業体として申請する場合にあっては、共同事業体協定書兼委任状（様式第2号）
- (3) 指定予定期間に属する各年度の管理業務に係る事業計画書（収支計画を含む。）（様式第3号-1・第3号-2・第3号-3）
- (4) 申請団体（共同事業体の場合は構成団体のすべて）に係る下記の書類
 - ① 申請資格に係る申立書（様式第4号）
 - ② 団体概要書（様式第5号）
 - ③ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、団体の目的、事業、組織及び運営の方法を示す書類並びに代表者の身分証明書）
 - ④ 役員の名簿
 - ⑤ 代表者の履歴書
 - ⑥ 直近3年間の営業（事業）報告書又はこれに類する書類
 - ⑦ 団体の事業計画書を作成している場合にあっては、事業計画書
 - ⑧ 直近3年間の収支計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに類する書類

- ⑨ その他団体の事業概要や組織体制を説明する参考資料（提出任意）
- ⑩ 法人（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）の釧路市税又は消費税及び地方消費税（申請の日において納期が到来しているものに限る。）に滞納がないことを証明する書類

※ 登記事項証明書、身分証明書は、申請の日前3か月以内に発行されたものに限りま
す。

(5) その他

申請団体において個人情報保護、情報公開等に係る規程を定めている場合の当該規程
など、審査項目に係る説明書類その他の参考資料を任意で提出することができます。

●提出部数

申請書類の提出部数は、正本1部、副本12部とします。

●その他申請書類の取扱い等

- (1) 申請書類の内容は、労働基準法を含め関係法令を遵守したものとしてください。
- (2) 申請書類に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平
成4年法律第51号）に定める単位に限りま。
- (3) 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則A4判としてください。
- (4) 指定管理者の選考に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。
- (5) 提出された申請書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製を作成することがありま
す。
- (6) 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とします。
- (7) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (8) 申請書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、教育委員会は、選定結果の公表
その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (9) 申請書類は、釧路市情報公開条例の規定により、個人情報、法人等情報などで非公開と
される情報を除き、情報公開の対象となります。

13. 指定申請の受付等・選定スケジュール

- (1) 募集・選定スケジュールは、次のとおりです。

① 募集要項等の発表、配布、質疑の受付開始	2025（令和7）年6月 3日
② 説明会の開催	2025（令和7）年6月10日
③ 質疑の締切り	2025（令和7）年6月17日
④ 質疑の回答、指定申請の受付開始	2025（令和7）年6月25日
⑤ 指定申請の受付締切り	2025（令和7）年7月17日
⑥ 書類選考、プレゼンテーション	2025（令和7）年8月 1日

※プレゼンテーションは必要に応じて行います。

⑦ 指定管理者の候補者の選定	2025（令和7）年8月 8日
⑧ 指定管理者の候補者との仮協定の締結	2025（令和7）年8月中旬頃
⑨ 指定管理者の指定に係る議案の市議会への提出	2025（令和7）年9月議会

- (2) 募集要項等の配布

阿寒教育事務所窓口にて配布します。配布資料の一部はホームページからダウンロードすることもできます。指定申請書等の申請書類については、様式をホームページからダ
ウンロードして作成してください。

配布資料は、次のとおりです。

- ① 募集要項
- ② 業務仕様書
- ③ 施設概要書
- ④ 委託業務仕様書

(3) 指定申請の受付

- ① 受付期間は、2025（令和7）年6月25日(水)から7月17(木)まで。
- ② 受付時間は、午前8時50分から午後5時20分まで。
- ③ 受付場所は、釧路市阿寒町中央2丁目4番1号 阿寒町公民館内
釧路市教育委員会 生涯学習部 阿寒教育事務所教育係
電話(0154) 64-6193 FAX(0154) 66-3682

- ④ 受付方法は、受付場所への申請書類の持参に限ります。

※ 担当者が書類の確認を行いますので、事前にご連絡の上、持参願います。

※ 必要と認める場合は、申請書類の内容に関して確認を行い、又は申請団体が現在運営する事業の実地調査を行うことがあります。

※ 申請書類の提出後、申請を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出してください。

(4) 現地説明会の開催

募集要項及び施設・設備の説明を次のとおり行います。

- ① 日 時：2025（令和7）年6月10日(火)
午後1時00分～ 1時間程度を予定
- ② 集合場所：釧路市阿寒町中央1丁目6番1号 阿寒町スポーツセンター正面出入口
- ③ 参加方法：参加を希望する団体は、団体名、連絡先、参加者名を明記の上、FAX、E-mail 又は書面の持参により、お知らせください。ただし、参加者数は1団体につき2名までとします。
- ④ その他
 - 当説明会に出席しなくても指定申請をすることができ、説明会への出席の有無自体が選考に影響することはありません。
 - 説明会に出席の際は、募集要項、業務仕様書、施設概要書をご持参ください。
 - 温暖化防止など地球環境の保全のため、説明会出席の際は、自家用車・社用車の使用自粛や公共交通機関の積極的な利用にご協力ください。

(5) 質疑の受付・回答

指定管理者の指定の申請に当たり、質疑がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、団体名・回答先を明記の上、FAX、E-mail 又は書面の持参により、2025（令和7）年6月17日午後5時までに提出してください。

質問に対する回答は、6月25日までに、質問者に対してFAX又はE-mailにて行うとともに、ホームページ上に随時掲載します。

1.4. 選定結果の通知、公表

指定管理者の候補者の選定は、2025（令和7）年8月8日を予定しています。

各申請団体の選定結果は、当該申請団体に通知します。

また、選定後には、応募状況、選定団体とその理由及び選考過程の概要をホームページ上で

公表します。

1 5. 協定の締結・指定管理者の指定

指定管理者の候補者と教育委員会は、2025（令和7）年8月中旬頃を目途に、本施設の管理に関する基本協定（仮協定）を取り交わすものとします。

指定管理者としての指定は、市議会の議決を経て行い、指定の時に基本協定は有効になるものとします。

各年度の指定管理費の金額等については、関連予算案が市議会で議決された後に取り交わす年度協定において、予算の範囲内で定めるものとします。

協定事項は、次のとおりです。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 使用若しくは利用の承認若しくは許可又は入館、入場等の制限に関する事項
- (3) 使用料又は利用に係る料金に関する事項
- (4) 教育委員会が支払うべき管理業務に要する費用（指定管理費）に関する事項
- (5) 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理業務に係る情報の公開に関する事項
- (7) 管理業務の事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を第三者へ委託することの禁止等に関する事項
- (10) 指定の期間の開始時及び終了時の管理業務の引継ぎに関する事項
- (11) 関係法令等の遵守に関する事項
- (12) その他教育委員会が必要と認める事項

1 6. その他の留意事項

(1) 管理業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間の終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理業務を行うことができるよう、次期指定管理者との間で引継ぎを行うとともに、教育委員会が承認した場合を除き、本施設を原状に復しなければなりません。

(2) 管理業務の休廃止

指定管理者は、本施設の管理業務を休止し、又は廃止しようするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければなりません。

(3) 指定の取消し等

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。この場合、教育委員会は、指定管理者が管理業務を実施しなくなったことにより免れた費用を指定管理費から減額し、又は既に支払った指定管理費の全部若しくは一部を返還させることができるものとします。指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとします。指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定が取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部が停止された場合は、指定管理者は教育委員会に生じた損害を賠償しなければなりません。

- ① 本施設の管理運営を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- ② 指定に関し不正行為があったとき。
- ③ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。

④ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、調査、監査又は検査の実施に当たり、これを拒否し、若しくは妨害し、又は正当な理由なく指示に従わなかったとき。

⑤ 不可効力の発生によって管理物件が損壊等したとき。

⑥ その他本施設の管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

(4) 不可抗力の発生時の損害等

天災その他の不可抗力の発生によって、指定管理者が管理業務を行うに当たっての損害、損失又は増加費用が発生した場合は、本市は、損害等の状況の確認を行った上、指定管理者と協議を行い、不可抗力の発生による損害、損失及び増加費用の判定並びに費用負担等について決定するものとします。

不可抗力の発生によって管理業務の全部又は一部を実施できなくなった場合は、教育委員会は、指定管理者と協議の上、指定管理者が管理業務を実施できなかったことにより免れた費用を指定管理費から減額することができるものとし、管理業務の全部又は一部を実施できなくなったことによって生じた損害については、教育委員会と指定管理者はそれぞれ相手方に対して損害賠償等を請求することはできないものとします。

(5) 課税に関する留意事項

指定管理者は、本施設の管理運営に伴い、法人市民税等の納税義務者となります。

なお、教育委員会が支払う指定管理費は、消費税の課税対象となります。

(6) 災害発生時における留意事項

本施設は、災害時の指定避難施設となっており、地震等の災害発生時には、市民の避難場所として使用されます。また、災害の状況等により、引き続き復旧拠点として、長期に使用する可能性があります。

指定管理者は、災害対策本部の指示に基づき、適切な対応ができるよう体制を整備してください。

(7) 施設内の事故発生時における留意事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本施設の利用者、第三者又は教育委員会に損害を与えた場合は、指定管理者は、その損害を賠償しなければなりません。

管理施設の構造上の瑕疵等及び業務管理上の過失による第三者賠償については、市がまとめて加入する保険の対象となりますが、この保険による給付を超える賠償への対応や自主事業の実施、その他指定管理者が負うリスクに対する保険加入については、必要に応じて指定管理者の責任において行ってください。

(8) 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者が本要項に定める事項に反したとき若しくは協議が成立しないとき、市議会が指定に係る議案を否決したとき、又は指定管理者の指定を取り消したときには、指定管理者の候補者の選考において次点候補者となった団体を指定管理者の候補者として、協議を行う場合があります。

【 お問い合わせ先 】

釧路市教育委員会 生涯学習部 阿寒教育事務所 教育係（担当：小松、叶田）

〒085-0215 釧路市阿寒町中央2丁目4番1号

電話 (0154) 64-6193 FAX (0154) 66-3682

E-mail ak-kyoiku@city.kushiro.lg.jp